



平成30年11月30日

各 位

会社名 株式会社 チェンジ
代表者名 代表取締役兼執行役員社長 福留 大士
(コード番号：3962 東証第一部)
問合せ先 取締役兼執行役員 C F O 山田 裕
(TEL. 03-6435-7340)

「内部統制に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成30年11月30日開催の取締役会において、「内部統制に関する基本方針」の一部を改定することにつきまして決議いたしましたので、お知らせいたします。

今回の改定は、平成30年11月28日付の「株式会社トラストバンクの株式の取得（子会社化）及びパブリック事業の強化に関するお知らせ」にて公表いたしました株式会社トラストバンクの子会社化に伴い、当社及び当社グループから成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制を明記したものであります（追加、変更箇所は下線で示しております）。

記

内部統制に関する基本方針

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のように業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

1. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び社員が、法令や定款、社会規範及び社内規則を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する継続的な教育・普及活動を行っております。
 - (2) コンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無について、コンプライアンス委員会が調査を実施し、問題がある場合は改善を指示しております。
 - (3) コンプライアンス違反の疑いがある行為に対する通報体制を整備するとともに、通報者の秘密管理性を確保し、通報者が不利益を被らないよう「内部通報規程」を制定し、厳格な措置を講じております。

(4) コンプライアンス違反が発生した場合は、コンプライアンス委員会が原因追及、再発防止に努めるとともに、責任を明確にした上で、厳正な処分を行っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書保管管理規程」等の社内規則に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 損失の危険（リスク）については、「リスク管理規程」に基づく対応によって、リスク発生の未然防止や危機拡大の防止に努めております。

(2) リスク管理に関する各部署の活動状況は、必要に応じて取締役会に報告されるとともに、リスク管理体制の有効性について、内部監査部門が監査を行っております。

(3) 業務遂行に関する連絡、報告の場として定期的に社員全員によるミーティングを行い、情報収集に努めるとともに、情報の共有化と意思統一を図っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月開催し、必要に応じて適宜臨時に開催しております。

(2) 取締役会は、取締役及び社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図っております。

(3) 各取締役は、「業務分掌規程」に基づき業務執行を委任された事項について、必要な決定を行っております。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 関係会社管理責任者は、「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社の取締役の執行を監視・監督しております。

(2) 子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行うこととしております。

(3) 定期的に子会社と会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図っております。

(4) 当社の内部監査部門は、定期的に子会社の業務監査、内部統制監査等を実施し、その結果を代表取締役兼執行役員会長及び常勤監査役に報告しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する体制並びにその社員の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役による監査の実効性を高め、かつ監査機能が円滑に遂行されるため、監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合、補助するための社員を置くことができます。これらの社員は、取締役会が監査役と協議し、監査業務に必要な適正な知識、能力を有する者の中から選出しております。
- (2) これら社員は、他役職を兼務することを妨げないが、監査役より専任すべきとの要請を受けた場合には、その要請に応じることとしております。
- (3) これら社員の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の承認を得たうえ決定しております。

7. 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、経営会議に出席することができます。
- (2) 監査役には稟議書その他重要書類が閲覧でき、要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出しております。
- (3) 取締役は、自己の職務執行過程において当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがあるときは、これを直ちに監査役に報告しております。
- (4) 監査役は、事業又は業績に影響を与える重要な事項の報告を取締役及びその社員に対し直接求めることができます。

8. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、不利な扱いを行うことを禁止し、また、懲戒その他の不利益処分の対象になることがないことを周知徹底しております。

9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が必要と認めたときは、代表取締役兼執行役員会長と協議のうえ、特定の事項について内部監査実施者である内部監査部門に調査を求めることができます。また、監査役は、内部監査部門に対して、随時必要に応じて監査への協力を求めることができます。
- (2) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、各々が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施しております。

11. 反社会的勢力の排除に向けた体制

- (1) 当社グループは、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもたず、不当な要求や取引に応じたりすることないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとることとしております。
- (2) そのため、管理担当部署を反社会的勢力対応部署として、「反社会的勢力対策規程」を定め、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生した時は、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築しております。
- (3) 新規顧客との取引開始時においては、「与信管理規程」に基づき、インターネットによる独自調査に加え、信用情報機関等を利用した新聞、雑誌記事検索を行い取引開始前に十分な事前調査を行っております。

以上